

探偵業届出証明書の返納について

探偵業法の業務の適正化に関する法律施行規則第4条第3項又は第4項の規程により探偵業届出証明書を返納します。

年 月 日

公安委員会 殿

返納者の商号、名称又は氏名及び住所



(フリガナ)	
商号、名称又は氏名	
探偵業届出証明書の交付番号	公安委員会第 号

返納理由の発生年月日		年		月		日
返 納 理 由	1 探偵業届出証明書の再交付を受けたが、亡失した探偵業届出証明書を発見又は回復したため。 2 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したため。					
備 考						

- 注1 返納理由欄には、該当する返納理由の番号を○印で囲むこと。
 2 備考欄には、返納者が探偵業届出証明書の交付を受けている者と異なる場合に、返納者の当該探偵業届出証明書の交付を受けている者との関係を簡記すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

